

議案第108号

秩父市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)

第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 放課後児童健全育成事業 法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。

(2) 児童 法第4条第1項に規定する児童をいう。

(3) 保護者 法第6条に規定する保護者をいう。

(最低基準の目的等)

第3条 この条例に定める基準(次項及び次条において「最低基準」という。)は、放課後児童健全育成事業を利用している児童(以下「利用者」という。)が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

3 市長は、秩父市児童福祉審議会条例(平成17年秩父市条例第148号)第1条の規定により置かれる秩父市児童福祉審議会の意見を聴き、放課後児童健全育成事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等と

の連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業者は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）

(3) 秩父市暴力団排除条例（平成24年秩父市条例第34号）第3条第2項に規定する暴力団関係者（以下この条において「暴力団関係者」という。）

- 6 放課後児童健全育成事業者は、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。
- 7 放課後児童健全育成事業の運営に当たっては、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者を利用し、又はこれらの者を運営に関与させてはならない。
- 8 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

- 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行われなければならない。

（放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件）

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な

心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならぬ。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽^{きん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備、備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた

者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業生等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの

(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

(5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

(7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（利用者を平等に取り扱う原則）

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10

各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、員数及び職務の内容

(3) 開所している日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

(5) 利用定員

(6) 通常の事業の実施地域

(7) 事業の利用に当たっての留意事項

(8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第16条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業

務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第17条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、その地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(1) 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間

(2) 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、1年につき250日以上を原則として、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定めるものとする。

(保護者との連絡)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、

必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間における第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。
- 3 この条例の施行の際現に行われている放課後児童健全育成事業における支援に対する第10条第4項の規定の適用については、当分の間、同項中「おおむね40人」とあるのは、「50人」とする。

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

児童福祉法の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めたいため。

議案第109号

秩父市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

秩父市立幼稚園設置条例（平成17年秩父市条例第98号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市立幼稚園条例

第2条中「前条の幼稚園」を「前条の規定により設置する幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）」に改め、同条の表中「幼稚園の」を削る。

本則に次の4条を加える。

（保育料の納付）

第3条 市立幼稚園に入園した幼児の保護者は、市立幼稚園における保育に要する費用のうち当該保護者が負担すべき費用（以下「保育料」という。）を納付しなければならない。

2 保育料の額は、秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例（平成26年秩父市条例第 号）第3条第1号に定める額とする。

3 保育料は、指定された納期限までに納付しなければならない。

（保育料の減免）

第4条 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

（保育料の還付）

第5条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、市立幼稚園の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「額とする」とあるのは、「額とする。この場合において、同条例別表第1中「16, 100円」とあり、及び「20, 200円」とあるのは、「11, 2

00円」と読み替えるものとする」とする。

(秩父市立幼稚園保育料徴収条例の廃止)

- 3 秩父市立幼稚園保育料徴収条例（平成17年秩父市条例第99号）は、廃止する。

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立幼稚園の保育料の額等について定めたいため。

議案第110号

秩父市保育所条例の一部を改正する条例

第1条 秩父市保育所条例（平成17年秩父市条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表秩父市立高篠保育所の項を削る。

第2条 秩父市保育所条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

秩父市立保育所条例

第1条中「第24条第1項に規定する保育に欠ける児童」を「第24条の規定に基づき、保育を必要とする乳児、幼児その他の児童」に、「別表」を「同法第39条」に改め、「（以下「市立保育所」という。）」を削る。

第2条を次のように改める。

（名称、位置及び定員）

第2条 前条の規定により設置する保育所（以下「市立保育所」という。）の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。

名称	位置	定員
秩父市立永田保育所	秩父市永田町9番22号	120人
秩父市立日野田保育所	秩父市日野田町一丁目9番27号	100人
秩父市立花の木保育所	秩父市上町三丁目21番9号	100人
秩父市立原谷保育所	秩父市大野原2984番地	60人
秩父市立影森保育所	秩父市下影森1081番地	60人
秩父市立吉田保育所	秩父市下吉田3912番地3	60人

第8条を第13条とする。

第7条第1項中「他市町村長」を「、他の市町村の長」に、「の児童を」を「に住所を有する児童を市立保育所に」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「児童」を「入所児童」に改め、同条を第11条とする。

第5条中「入所する児童」を「入所児童」に、「児童の」を「当該入所児童の」に改め、同条第1号中「欠席させようとする」を「欠席する」に改め、同条を第10条とする。

第4条第3号中「3日」を「1月3日」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか」に改め、同条を第9条とする。

第3条の見出しを「（開所時間）」に改め、同条第1項中「午後6時30分まで」の次に「（秩父市立花の木保育所にあつては、午前7時から午後7時まで）」

を加え、同条第2項から第4項までを削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(延長保育)

第8条 入所児童の保護者は、当該入所児童に係る次の各号に掲げる保育必要量の区分に応じ当該各号に定める時間を超えて保育を受けさせようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(1) 保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで

2 前項各号に定める時間を超える保育時間(次項において「延長保育時間」という。)の単位は、30分とする。

3 第1項の承認を受けた入所児童の保護者は、延長保育料として延長保育時間30分につき月額1,000円を納付しなければならない。

第2条の次に次の4条を加える。

(入所児童)

第3条 市立保育所に入所することができる者は、市内に住所を有する児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号又は第3号に掲げる者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める者

(保育料の納付)

第4条 市立保育所に入所した児童(以下「入所児童」という。)の保護者は、市立保育所における保育に要する費用のうち当該保護者が負担すべき費用(以下「保育料」という。)を納付しなければならない。

2 前条第1号に掲げる者に係る保育料の額は、秩父市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額等を定める条例(平成26年秩父市条例第 号)第3条第2号に定める額とする。

3 前条第2号に掲げる者に係る保育料の額は、市長が別に定める。

4 保育料(第8条第3項の延長保育料を含む。次条及び第6条において同じ。)は、指定された納期限までに納付しなければならない。

(保育料の減免)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(保育料の還付)

第6条 既納の保育料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条及び次項の規定は子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(秩父市一時保育事業に関する条例の一部改正)

- 2 秩父市一時保育事業に関する条例（平成17年秩父市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第1条中「秩父市保育所条例」を「秩父市立保育所条例」に、「第1条」を「第2条」に改める。

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

提案理由

秩父市立高篠保育所の閉所に伴い所要の改正を行うとともに、子ども・子育て支援法の施行に伴い、市立保育所の保育料の額等について定めたいため。

議案第 1 1 1 号

秩父市行政組織条例の一部を改正する条例

秩父市行政組織条例（平成 1 7 年秩父市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「健康福祉部」を「福祉部
保健医療部」に改める。

第 2 条健康福祉部の項中「健康福祉部」を「福祉部」に改め、同項第 2 号中「高齢者福祉」を「障がい者福祉」に改め、同項第 3 号中「児童福祉」を「高齢者福祉」に改め、同項第 5 号中「保健及び健康増進」を「児童福祉」に改め、同項第 6 号から第 1 1 号までを削り、同項の次に次の 1 項を加える。

保健医療部

- 1 地域医療対策に関すること。
- 2 国民健康保険に関すること。
- 3 国民年金に関すること。
- 4 後期高齢者医療に関すること。
- 5 保健及び健康増進に関すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
（秩父市児童福祉審議会条例の一部改正）
- 2 秩父市児童福祉審議会条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 4 8 号）の一部を次のように改正する。
第 8 条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。
（秩父市介護保険条例の一部改正）
- 3 秩父市介護保険条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7 7 号）の一部を次のように改正する。
第 1 5 条中「健康福祉部」を「福祉部」に改める。
（秩父市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正）
- 4 秩父市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 1 7 年秩父市条例第 1 7 9 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条中「健康福祉部」を「保健医療部」に改める。
（秩父市健康づくり推進協議会条例の一部改正）
- 5 秩父市健康づくり推進協議会条例（平成 2 2 年秩父市条例第 1 1 号）の一部を

次のように改正する。

第7条中「健康福祉部」を「保健医療部」に改める。

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

提案理由

行政組織の事務分掌の見直しを行うことにより、事務事業の効率的執行を図るため。

議案第 1 1 2 号

専決処分について

平成 2 6 年度秩父市一般会計補正予算（第 7 回）については、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求める。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

専決処分書

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第7回）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成26年11月21日

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第7回）

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,671千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,790,827千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 県支出金		2,379,983	35,671	2,415,654
	3 委託金	377,053	35,671	412,724
歳入合計		28,755,156	35,671	28,790,827

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		3,608,975	35,671	3,644,646
	4 選挙費	97,743	35,671	133,414
歳 出 合 計		28,755,156	35,671	28,790,827

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	3,608,975	35,671	3,644,646
歳出合計	28,755,156	35,671	28,790,827

2 歳 入

(款) 15 県支出金
(項) 3 委託金

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	県支出金	2,379,983	35,671	2,415,654
	3 委託金	377,053	35,671	412,724
	1 総務費委託金	112,862	35,671	148,533

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 選挙費委託金	35,671	衆議院議員選挙執行委託金

3 歳 出

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	3,608,975	35,671	3,644,646	35,671		
4	選挙費	97,743	35,671	133,414	35,671		
7	衆議院議員 選挙費	0	35,671	35,671	35,671		(県) 衆議院議員選挙執行委託金 35,671

(一般会計)

(単位：千円)

一般財源	節		説 明
	区 分	金 額	
	1 報 酬	14,936	○ 衆議院議員選挙費<選挙管理委員会> 35,671
	3 職員手当等	800	1 報酬 14,936
	7 賃 金	2,623	投票管理者他報酬 3,823
	8 報 償 費	368	投票開票所事務従事者他報酬 11,113
	9 旅 費	15	3 職員手当等 800
	11 需 用 費	1,873	時間外勤務手当
	12 役 務 費	2,382	7 賃金 2,623
	13 委 託 料	7,867	臨時職員賃金
	14 使用料及び 賃借料	2,096	8 報償費 368
	18 備品購入費	2,711	9 旅費 15
			普通旅費
			11 需用費 1,873
			消耗品費 900
			燃料費 100
			食糧費 673
			印刷製本費 100
			修繕料 100
			12 役務費 2,382
			通信運搬費 2,309
			手数料 23
			損害保険料 50
			13 委託料 7,867
			ポスター掲示板作成・設置・撤去委託料 4,022
			投票所入場券作成委託料 1,061
			投票所資材配送・撤収業務委託料 432
			選挙公報新聞折込委託料 708
			期日前投票システム管理委託料 504
			投票用紙読取機等点検委託料 850
			期日前投票所駐車場警備委託料 290
			14 使用料及び賃借料 2,096
			建物借上料 453
			自動車借上料 40
			期日前投票機器借上料 810
			投票受付機器借上料 683
			投票速報システム使用料 71
			携帯電話借上料 39
			18 備品購入費 2,711
			選挙用備品

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分	職員数 (人)	報酬	給料	期末手当 (年間支給率)	地域手当	その他の 手当	計	共済費	合計	備考
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(千円)	
補正後	長等	2		13,370	5,214 (3.9月分)		18,584	7,388	25,972	
	議員	24	92,666		34,378 (3.9月分)		127,044	52,040	179,084	
	その他の 特別職	3,381	667,512			10,381	677,893	50,246	728,139	
	計	3,407	760,178	13,370	39,592	10,381	823,521	109,674	933,195	
補正前	長等	2		13,370	5,214 (3.9月分)		18,584	7,388	25,972	
	議員	24	92,666		34,378 (3.9月分)		127,044	52,040	179,084	
	その他の 特別職	2,690	652,576			10,381	662,957	50,246	713,203	
	計	2,716	745,242	13,370	39,592	10,381	808,585	109,674	918,259	
比較	長等									
	議員									
	その他の 特別職	691	14,936				14,936		14,936	
	計	691	14,936				14,936		14,936	

議案第113号

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第8回）

平成26年度秩父市一般会計補正予算（第8回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ256,587千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,047,414千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

余 白

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		275,268	1,500	276,768
	1 負担金	275,268	1,500	276,768
14 国庫支出金		2,751,018	59,051	2,810,069
	2 国庫補助金	242,166	59,051	301,217
15 県支出金		2,415,654	42,586	2,458,240
	2 県補助金	1,252,471	43,555	1,296,026
	3 委託金	412,724	△969	411,755
17 寄附金		6,574	41,100	47,674
	1 寄附金	6,574	41,100	47,674
18 繰入金		585,794	42,700	628,494
	1 繰入金	585,794	42,700	628,494
20 諸収入		482,084	59,950	542,034
	4 受託事業収入	75,325	△2,302	73,023
	5 雑入	298,041	62,252	360,293
21 市債		2,751,479	9,700	2,761,179
	1 市債	2,751,479	9,700	2,761,179
歳入合計		28,790,827	256,587	29,047,414

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		253,686	△7,701	245,985
	1 議会費	253,686	△7,701	245,985
2 総務費		3,644,646	△34,375	3,610,271
	1 総務管理費	2,978,811	△25,792	2,953,019
	2 徴税費	371,181	△3,938	367,243
	3 戸籍住民基本台帳費	131,799	△4,113	127,686
	4 選挙費	133,414	653	134,067
	5 統計調査費	10,860	△1,169	9,691
	6 監査委員費	18,581	△16	18,565
3 民生費		10,131,178	78,746	10,209,924
	1 社会福祉費	5,421,506	53,906	5,475,412
	2 児童福祉費	3,499,764	16,630	3,516,394
	3 生活保護費	1,183,835	8,271	1,192,106
	4 国民年金費	18,959	△61	18,898
4 衛生費		2,024,860	2,811	2,027,671
	1 保健衛生費	898,010	965	898,975
	2 病院事業費	285,806	1,476	287,282
	3 清掃費	600,787	840	601,627
	4 上水道費	183,869	△470	183,399
6 農林水産業費		1,459,397	2,924	1,462,321
	1 農業費	1,143,590	1,675	1,145,265
	2 林業費	315,807	1,249	317,056
7 商工費		709,120	1,926	711,046
	1 商工費	709,120	1,926	711,046
8 土木費		2,928,809	18,037	2,946,846
	1 土木管理費	210,696	9,531	220,227
	2 道路橋りょう費	1,354,567	△2,833	1,351,734
	4 都市計画費	1,082,255	2,482	1,084,737
	5 住宅費	167,012	8,857	175,869
9 消防費		1,200,542	564	1,201,106

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	1,200,542	564	1,201,106
10 教育費		2,328,229	44,526	2,372,755
	1 教育総務費	408,810	4,005	412,815
	2 小学校費	448,648	51,494	500,142
	4 幼稚園費	220,025	5,768	225,793
	5 社会教育費	494,628	△8,052	486,576
	6 保健体育費	492,655	△8,689	483,966
13 諸支出金		788,748	300,000	1,088,748
	1 基金費	788,748	300,000	1,088,748
14 予備費		320,698	△150,871	169,827
	1 予備費	320,698	△150,871	169,827
歳出合計		28,790,827	256,587	29,047,414

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間
学校給食調理・洗浄業務委託料 (秩父市立北部共同調理場)	平成26年度から 平成29年度まで

(単位：千円)

限 度 額
88,200

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前		
	限度額	起債の方法	利率
14 小学校校舎空調整備事業費	2,600	普通貸借又は証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

(単位：千円)

償還の方法	補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	12,300	補正前に同じ。		

議案第 1 1 4 号

平成 2 6 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 6 年度秩父市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 19,472 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,017,137 千円とする。

2 事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,892,900	22,300	1,915,200
	1 国庫負担金	1,440,027	19,600	1,459,627
	2 国庫補助金	452,873	2,700	455,573
6 県支出金		508,518	2,700	511,218
	2 県補助金	459,714	2,700	462,414
9 繰入金		764,539	△5,528	759,011
	1 他会計繰入金	764,538	△5,528	759,010
歳入合計		7,997,665	19,472	8,017,137

2 歳 出 (事業勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		109,664	△5,068	104,596
	1 総務管理費	104,958	△5,068	99,890
2 保険給付費		5,284,988	30,000	5,314,988
	2 高額療養費	575,300	30,000	605,300
11 予備費		11,276	△5,460	5,816
	1 予備費	11,276	△5,460	5,816
歳 出 合 計		7,997,665	19,472	8,017,137

3 歳 出 (診療施設勘定)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		78,357	△697	77,660
	1 施設管理費	78,299	△697	77,602
4 予備費		7,980	697	8,677
	1 予備費	7,980	697	8,677
歳 出 合 計		128,272	0	128,272

議案第 1 1 5 号

平成 2 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 6 年度秩父市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,515 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 753,954 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		160,961	3,515	164,476
	1 他会計繰入金	160,961	3,515	164,476
歳入合計		750,439	3,515	753,954

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療広域連合納付金		748,559	3,515	752,074
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	748,559	3,515	752,074
歳 出	合 計	750,439	3,515	753,954

議案第 1 1 6 号

平成 2 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 6 年度秩父市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,290 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,893,810 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,358,928	201	1,359,129
	2 国庫補助金	375,892	201	376,093
5 県支出金		810,567	100	810,667
	2 県補助金	9,539	100	9,639
7 繰入金		1,012,259	△1,591	1,010,668
	1 一般会計繰入金	916,294	△1,701	914,593
	2 基金繰入金	95,965	110	96,075
歳入合計		5,895,100	△1,290	5,893,810

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		220,581	△1,801	218,780
	1 総務管理費	151,859	△1,801	150,058
3 地域支援事業費		55,335	511	55,846
	2 包括的支援事業 任意事業費	36,183	511	36,694
歳 出 合 計		5,895,100	△1,290	5,893,810

議案第 1 1 7 号

平成 2 6 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 6 年度秩父市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		865,087	△2,088	862,999
	1 総務費	410,404	△1,338	409,066
	2 公共下水道築造事業費	454,583	△750	453,833
3 予備費		104,358	2,088	106,446
	1 予備費	104,358	2,088	106,446
歳出合計		1,454,109	0	1,454,109

議案第 1 1 8 号

平成 2 6 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 2 6 年度秩父市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業集落排水事業費		54,279	290	54,569
	1 総務費	54,279	290	54,569
4 予備費		30,579	△290	30,289
	1 予備費	30,579	△290	30,289
歳出合計		133,214	0	133,214

議案第 1 1 9 号

平成 2 6 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）
平成 2 6 年度秩父市戸別合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1
表 歳出予算補正」による。

平成 2 6 年 1 1 月 2 7 日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康

第 1 表 歳出予算補正

1 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		13,529	723	14,252
	1 総務管理費	13,529	723	14,252
5 予備費		2,000	△723	1,277
	1 予備費	2,000	△723	1,277
歳 出 合 計		246,574	0	246,574

議案第120号

平成26年度秩父市水道事業会計補正予算（第1回）

第1条 平成26年度秩父市水道事業会計の補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度秩父市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 水道事業収益	1,749,592千円	△360千円	1,749,232千円
第2項 営業外収益	303,204千円	△360千円	302,844千円
	支	出	
第1款 水道事業費用	1,888,850千円	18,401千円	1,907,251千円
第1項 営業費用	1,703,943千円	18,401千円	1,722,344千円

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 590,959千円」を「不足する額 601,493千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 147,188千円」を「過年度分損益勘定留保資金 157,722千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 資本的支出	1,441,423千円	10,534千円	1,451,957千円
第1項 建設改良費	1,089,147千円	10,534千円	1,099,681千円

第4条 予算第10条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(1) 職員給与費	270,978千円	28,935千円	299,913千円

第5条 予算第11条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(3) 児童手当補助金	2,470千円	△360千円	2,110千円

平成26年11月27日提出

秩父市長 久喜 邦 康

議案第121号

平成26年度秩父市立病院事業会計補正予算（第2回）

第1条 平成26年度秩父市立病院事業会計の補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第2条 平成26年度秩父市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	2,910,401千円	1,476千円	2,911,877千円
第2項 医業外収益	158,667千円	1,476千円	160,143千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	3,161,349千円	△9,853千円	3,151,496千円
第1項 医業費用	2,999,828千円	△9,853千円	2,989,975千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	1,871,874千円	△9,853千円	1,862,021千円

第4条 予算第9条に定めた一般会計から補助を受ける金額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 救急医療等			
負担金・補助金	195,954千円	1,476千円	197,430千円

平成26年11月27日提出

秩 父 市 長 久 喜 邦 康